

課税情報の連携誤りに係る保険税等の算定等誤りについて

平成30年1月に課税システムを更新した際、同システムから保険年金システムや福祉システムへの連携に不備があり、国民健康保険税、介護保険料及び児童扶養手当の算定誤りと日本年金機構に提供した年金生活者支援給付金の支給に必要な所得情報に誤りがありましたのでお知らせします。

本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

国民健康保険税、介護保険料、児童扶養手当及び年金生活者支援給付金につきましては、1月1日の課税情報を基に算定等を行うため、その情報を課税システムから入手しています。

1月2日以降に、本市課税者(扶養者)のもとに転入した被扶養者は、1月1日に住民登録のあった自治体に課税情報を調査した上で算定すべきところですが、平成30年1月に課税システムを更新した際に、課税システムから保険年金システムや福祉システムへ連携する際の設計に不備があったことから、他市等に確認すべき対象者として抽出できず、課税情報(所得なし)が誤ったまま保険税等を決定したものです。

なお、本件につきましては、令和5年9月、保険料算定に関する確認作業を行っている際に、通常とは異なるデータが登録されていることを見つけたことから発覚したもので、その後、原因究明及び調査、再算定を行って判明したものです。

2 影響額と件数(平成30年1月から令和5年12月まで)

(1) 国民健康保険			
保険税(増額)	663,800円	16世帯	
(内、遡及賦課期限経過分※1	158,700円	5世帯)	
(2) 介護保険			
保険料(増額)	85,200円	4名	
(3) 児童扶養手当			
手当金支給額(市へ返金)	16,910円	1名	
(4) 年金生活者支援給付金			
老齢年金生活者支援給付金(国へ返納)	36,030円	1名	
(内、時効消滅分※2	18,036円)		
合計	801,940円		

※1 地方税法の規定により、賦課決定(増額)は、法定納期限の翌日から起算し、3年を経過した日以後はすることができないとされています。

※2 年金生活者支援給付金の支給に関する法律により、返還を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅するとされています。

3 原因

平成30年1月に更新した課税システムの構築の際に、1月2日以降に転入した他自治体課税の被扶養者の情報を連携する設計の仕様の一部が誤っていたことやその誤りを把握できなかつたことが原因と見られます。

ったことが原因です。

4 今後の対応と再発防止

該当する市民の皆様に対しましては、深くお詫びするとともに、適正に算定した額について納付をお願いしています。

また、早急にシステム連携を是正するためのシステム改修を行いますが、完了までの間は対象者を抽出し、適切な処理を行います。

なお、令和7年度の自治体情報システムの標準化に向けたシステム移行では、更新時における検証作業の徹底を図るために、システム設計の部署とその他関係する部署とは更新内容の共通認識を図るなど、今後、二度と同様の事案が発生しないよう対応してまいります。

<お問合せ先>

システムに関すること

D X推進課 直通電話 042(769)8212

対応責任者 佐伯

国民健康保険及び年金生活者支援給付金に関すること

国保年金課 直通電話 042(769)8228

対応責任者 田野倉

介護保険に関すること

介護保険課 直通電話 042(769)8321

対応責任者 八鍬

児童扶養手当に関すること

子育て給付課 直通電話 042(769)8232

対応責任者 吉成